

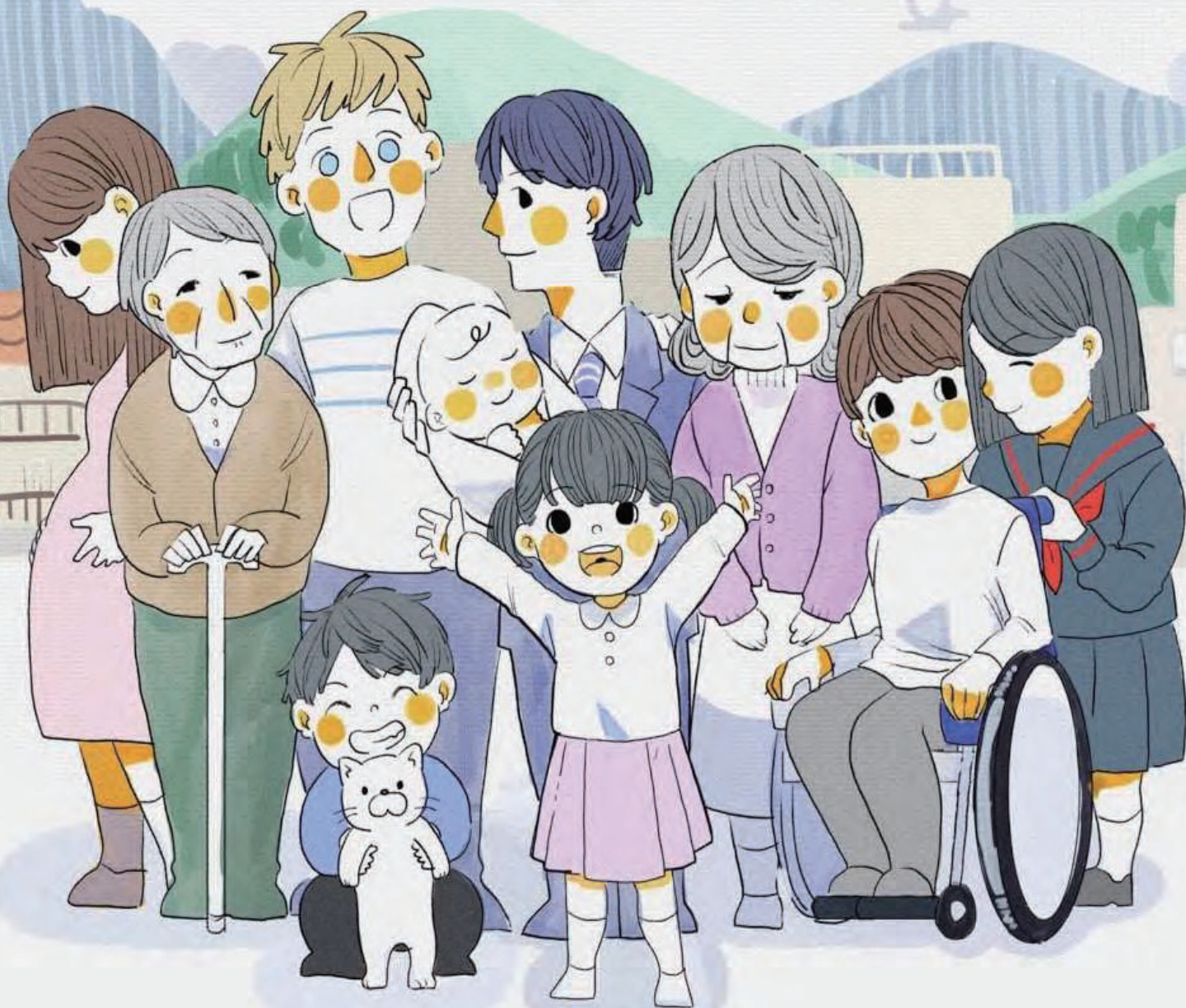
概要版

笑顔あふれる

やさしいまちを目指して

# 第4期鹿沼市地域福祉計画

鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画・鹿沼市再犯防止推進計画

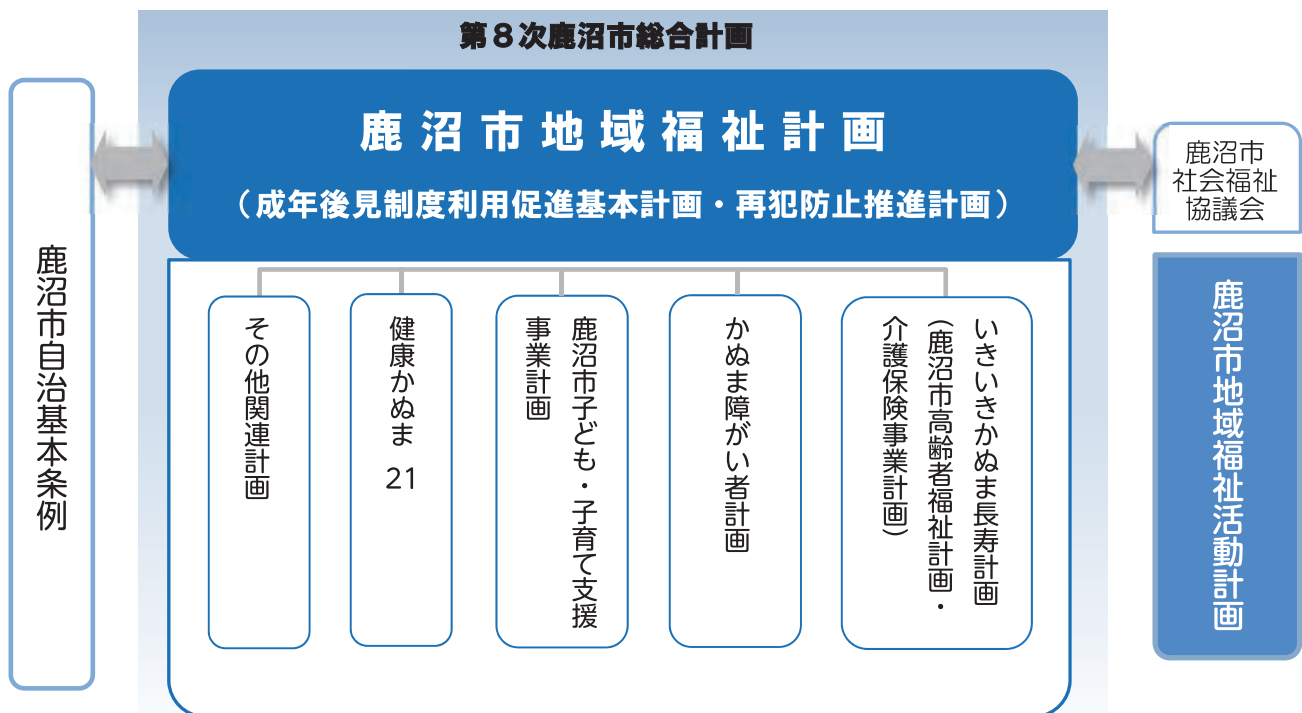


令和4年3月

# 鹿沼市地域福祉計画を策定しました

地域福祉計画は、地域福祉を進めるための理念や取組みを定めた計画であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画となります。また、本計画と関連性の高い「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を包含することで本市の地域福祉を更に推進します。

本計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年を実施期間とし、社会情勢の変化などにより、随時見直しを図っていきます。

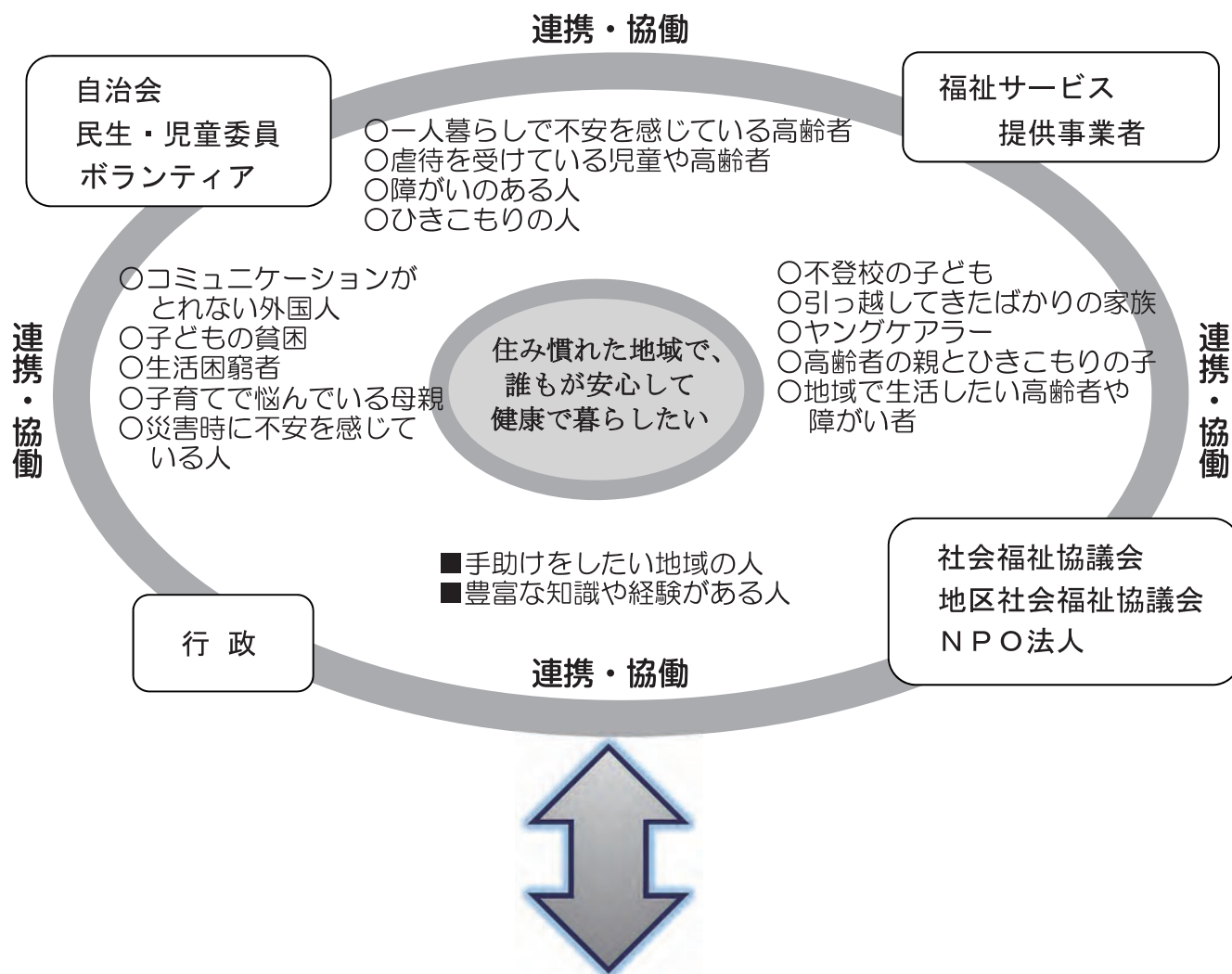


## 計 画 期 間

H29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8
第7次 鹿沼市総合計画					第8次 鹿沼市総合計画				
第3期 鹿沼市地域福祉計画					第4期 鹿沼市地域福祉計画				
第7期 いきいきかぬま長寿計画		第8期 いきいきかぬま長寿計画			第9期 いきいきかぬま長寿計画				
第4期 かぬま障がい者計画		第5期 かぬま障がい者計画			第6期 かぬま障がい者計画				
第2期 子ども・子育て支援事業計画				第3期 子ども・子育て支援事業計画					
第3期 健康かぬま21						第4期 健康かぬま21			

# 鹿沼市は地域がまるごとつながります

地域には支援を必要とする人がいます



## 鹿沼市地域福祉計画

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携し、「支え手」「受け手」という関係をを超えて、「困ったときはお互い様」「向こう三軒両隣」の精神で、地域づくりや支え合いの活動を推進することが重要です。

# 笑顔あふれるやさしいまちを目指します

地域には、何らかの支えを必要としている人がいます。今、支えなしに暮らしている人も、いつか人の支えが必要になるかもしれません。

支えを必要としている人に対して、可能な範囲で助け合うことは、心の豊かな市民としての大切な役割です。安心して暮らすことのできる「まち」とは、まずお互いの「心のふれ合い」から始まり、「かよい合う」ことで、支え合ったり助け合ったりすることができます。

それが福祉力となり、地域力となっていきます。このような願いをこめて基本理念を定めました。

## 基本理念

向こう三軒両隣 笑顔あふれるやさしいまち かぬま

## 基本目標

### 1 安心して笑顔で暮らせる地域づくり

地域福祉の幅広い考え方をもとに、災害、犯罪、事故等の緊急事態や、まち全体の環境に焦点をあて、安全・安心で誰もが笑顔で暮らせるまちづくりに、地域ぐるみで取り組んでいきます。

### 2 一人ぼっちにしない・させない体制づくり

人とのふれ合いを重視し、ぬくもりや思いやりの中で、「あそこ」に行くと知り合いがいて「ホッ」とし、自然に笑顔になれるような身近な居場所や仕組みづくりを地域ぐるみで進めるとともに、様々な悩みを抱える市民の課題解決に向け、相談支援体制の強化を図ります。

### 3 困ったときはお互い様 共に助け合う人づくり

地域をつくるのは人です。地域社会の中でつながりを保ちながら暮らしていくための、支え合い・助け合いの気持ちを常に持ち、困ったときはお互い様の精神で、互いを理解し、共に助け合う人づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

# 基本目標達成に向け取り組みます

## 基本目標

## 取り組み

安心して  
笑顔で暮らせる  
地域づくり

- 子どもから高齢者まですべての世代と交流を深めよう
- 自治会等に積極的に加入し、地域活動に参加しよう
- ちょっとしたコミュニケーションで地域安全活動に取り組もう
- 自ら進んで健康づくりに取り組もう
- ルール・マナーを守り、安心して暮らせる環境をつくろう

一人ぼっちに  
しない・させない  
体制づくり

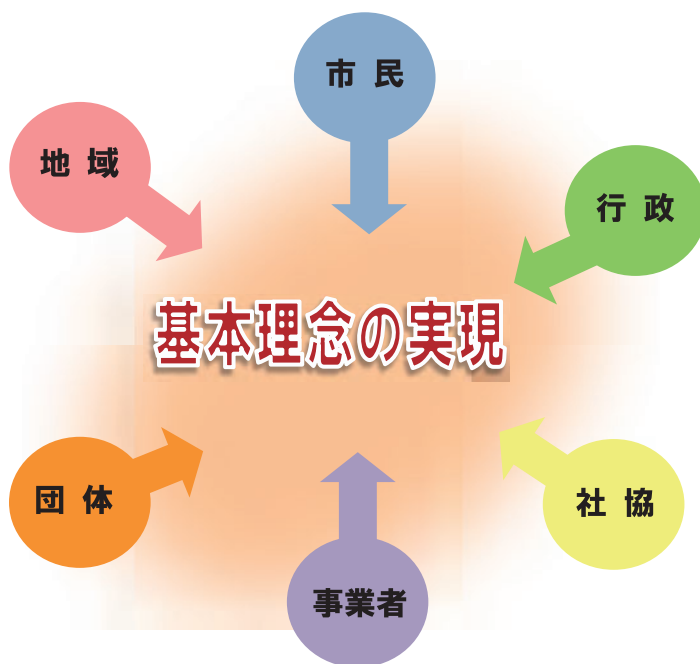
- 地域の人のお互いの立場を認め合おう
- 一人で悩まず相談しよう
- 地域で仲間づくりと生きがいづくりをしよう
- 気軽に集まれる居場所をつくろう
- 地域で子どもを見守ろう
- 制度の狭間で課題を抱えている人を支えよう

困ったときはお互い様  
共に助け合う  
人づくり

- 緊急時・災害時に備えた取り組みを促進しよう
- みんなで情報を交換し共有しよう
- ちょっとした困りごとは、支え合い・助け合いで解決しよう
- ボランティア活動に参加して支え合い、助け合いの輪を広げよう
- 高齢者や障がい者の生きがいづくり・社会参加を支援しよう

# みんなの力で推進しよう！

地域福祉には、個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、地域のご近所さん同士が相互に助け合い【互助】、制度化された相互扶助のサービスを受ける【共助】、さらに公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要です。これからは地域の人々、世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」を再構築することが必須です。本市では、**向こう三軒両隣**であるご近所の助け合いの「互助」を「**近助**」とし、力を入れて取り組みます。



## 協働による推進

心豊かで住みよい地域コミュニティを育みながら、安心して暮らすことのできる地域福祉社会を実現するために、市民、地域、団体や事業者、そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点から本計画に取り組み、協働を進めていくことが重要です。

# 鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画

## 1 計画策定の背景

### (1) 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がいなど判断能力が十分でない方が、さまざまな契約や財産管理などをするときには不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。成年後見制度には、法定後見制度のほか、任意後見制度があります。

#### 成年後見制度の種類

(1) 法定後見制度 本人の判断能力が不十分になった後、本人や親族等の申立により、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、補助、保佐、後見の3つの類型があります。

法定後見制度		
補助	保佐	後見
判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	ほとんど判断できない

(2) 任意後見制度 本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

### (2) 計画策定の背景

平成28年5月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。この法律により、市町村に対して、成年後見制度利用の促進に関する施策の基本的な計画を定め、必要な体制の整備を行うよう努めることが示され、本市では、「鹿沼市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

認知症や障がいがあっても、本人の意思を尊重し、住み慣れた地域でその人らしい生活ができるよう、計画を推進します。

## 2 基本目標と取り組み

基本目標		取り組み
基本目標1	利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	・ 成年後見制度の周知啓発、相談対応 ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 成年後見制度と他の公的サービスとの一体的提供
基本目標2	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	・ 地域連携ネットワークの構築 ・ 実施体制の整備
基本目標3	中核機関を中心とした後見人等の支援の充実	・ 成年後見制度に関する情報発信、意識啓発 ・ 地域連携ネットワークによるチーム体制での支援

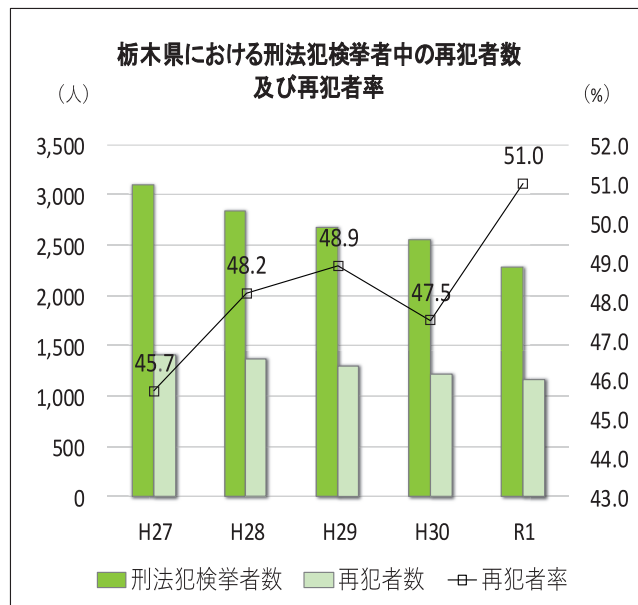
# 鹿沼市再犯防止推進計画

## 1 計画策定の背景

全国的に刑法犯者数が減少している一方、検挙者数に占める再犯者数の割合(再犯者率)は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく、生活が不安定な人や高齢者、障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法手続きを離れた後も継続的に社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

本市では、犯罪をした人が孤立することの無いよう関係機関・団体との連携を強化するとともに「鹿沼市再犯防止推進計画」を策定し、関連計画と連携を図りながら再犯防止施策を推進していくこととしました。



(法務省大臣官房秘書課提供データを基に鹿沼市作成)

## 2 施策の体系と取り組み

施策体系		取り組み
基本施策 1	住居・就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の募集状況についての情報提供</li> <li>・住居確保給付金の支給</li> <li>・協力事業主会への入札優遇制度をとおした支援</li> <li>・既存の制度を活用した就労支援</li> </ul>
基本施策 2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療・福祉サービスの利用促進</li> </ul>
基本施策 3	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の活動への支援</li> <li>・保護司適任者の安定的確保に向けた広報活動</li> <li>・「社会を明るくする運動」の広報や実施協力</li> <li>・更生保護女性会との連携</li> </ul>
基本施策 4	再犯防止関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や関係機関との連携</li> <li>・宇都宮保護観察所との連携</li> </ul>

発行 令和4年3月

企画・編集 鹿沼市 保健福祉部 厚生課

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1

TEL 0289 (63) 2257 (直通) FAX 0289 (63) 2169

